

厂史研究会発表 資料

“綱吉と柳沢吉保”

元禄時代

武断政治 → 文治政治へ

命を大切にす → 生類憐みの令
(各種の続修と云て即)

安全な社会 → 文化の発展(江戸の繁栄)

綱吉 …… 急進家 - 頭脳明晰・博識 → 部下に厳しい
(大名・旗本 改易数 → 百數十石)

近年もの時代と政策の再評価されている
(悪評の修正)

柳沢は何故綱吉に重用されたのか → 栗只堂全録・松陰日記
(他に同時代の書物 徳川御実録御当世物語 柳沢某の記)

綱吉と柳沢吉保の関係 (別紙参照)

綱吉の御成の因 (綱吉は 当座若中若年寄等の定に御成りして
いるが 柳沢家は別格で突上った回数)

綱吉の御成の実際 (細部は具はるが手帳・内容等は定例化している)

綱吉が求めていた内容は何か... → 厂代将軍の才と 1. 2. 競う
急進家 → 頭脳(秀才) → 知識欲の溢れる → 自分の知識
能力を發揮出来る → 綱吉は江戸城内に於いて月2回易の講義日
に争うの事となつた者を集めて講義を行っている。(柳沢家の家臣約
25名が参加) ... 栗只堂全録の12p

柳沢家家臣団 → 急拡大に伴い世の賢者・文人・技能者を揃えた
最後家臣団 → 字面では如君と銘なると論ずるほどの出来る人材多し
(細井敷生が代表)、綱吉の能い相手 7人(平岡長十郎) 5人(井野口
如興など) 1頭(清水)など 武芸 柳生町疵助(柳生流真伝) 元禄の
江戸幕府の

綱吉にとっては居心地の良い長期的空間が廣と見えており 寧ろ此が出来
ず充分良く能く動く綱吉の器(権威)と理解出来る人材を揃っている
柳沢家への期待は綱吉にとっては一種負担と或はレジャーの形式もた
あつたとも推察出来る。

更に 將軍と側用人という仕事の側面から2人の関係と眺めてみると
柳沢の家縁を培われて理由は綱吉にとって大事の業績を上げて
柳沢の保っている2つの判りて来る。(朝廷(大將軍との係り)

綱吉の時代(天皇家朝廷との関係修復 → 家光時代の大幅に改善
綱吉自身皇室の尊榮の気持強い)

この関係については側室正親町町子の日記 松陰日記の記述を中心に
見て行きたい

業績の1.

厂代天皇の御座の整備と修復 菩提寺と寺社の修復
本陣の家臣 細井次郎大夫の兄の細井某山の依頼を受けて吉保に鑑言
吉次が綱吉の裁可を受けて推進した(松陰日記 p 参照)

” その二

寛永寺の根本中堂建設工事 柳沢が総奉行と努めている
叡山の根本中堂に在る江戸の鬼門を守る寛永寺に建立 寛永寺の座主と
日光輪王寺の座主はいづれも上野親王(後西天皇の子孫)(同p 参照)

” その三

柱石院(綱吉の生母)の従一位昇任 京都では不評の風潮を醸した
種々の親善行の綱吉への贈物 柳沢が各界の繁栄を望んで実現させた
正親町町子(室)(正親町権太綱吉の母)など 朝廷への情報も詳しい
寛永寺の上野親王とは極めて親密度の御成り(同p 参照)

” その四

甲辰宰相 綱吉の西之丸入り(綱吉の後継者 家宣の決定)
綱吉の後継者決定の根拠(朝廷(江戸幕府)御三家など)を柳沢が一手に
引渡した(同p 参照 綱吉自身が柳沢に何を言葉がある)

以上を概観すると吉保は綱吉にとって余人には替り難い特命事項を任せる
小腰刀であったとの推測が成り立つ (意図は 武家伝承以外のルート)

正親町町子(正親町家、系図は別紙)

網吉の年表

年	齢	取位地	石高	その他	元禄11 (1698)	41	東嶺山寛永寺根本中堂造営の 総奉行と努める 功下判血衝 少将に任じ北老中上座に格 下る	網吉お成り 2月12日
万治元 (1659)	1	江戸平谷生(父)安老	/		元禄12 (1699)	42		(網吉お成り) 2.5.9.12月 吉里 四位 越前守
寶文4 (1664)	7	籠林宰相網吉に謁見	—		13 (1700)	43	北村季吟より古今集伝授を 受ける	網吉お成り 2.9月
延宝元 (1673)	16	元服			14 (1701)	44	吉保父子に松平より許され 吉保と吉里と改名 網吉の 吉と貰う 美濃守吉保に侍る	網吉お成り 2.4.10.11.12月 村昌院 齋院にお成り 狭野長矩切腹 (3.14)
13 (1675)	18	家督を継ぎ保明と名乗る	590石	曾祖父と待婚 (延宝4年)	15 (1702)	45	村昌院に從一位昇任の功により 加禄2万石 (4月柳沢邸 全焼 宝物 全滅 9.21お成り)	網吉お成り 2.8.9.12月 赤穂浪士の打入り (佐訓)
18 (1680)	23	籠林宰相小姓組に小納戸役	"	網吉5代将軍宣下	16 (1703)	46		東大地震 (元禄大地震) 網吉お成り 2.9月
天和元 (1681)	24	従六位下布衣と許される	830石	網吉の学問上の弟子となる	宝永元 (1704)	47	甲府宰相 網吉 後嗣決定 家宣と改名 将軍の後嗣決定と長年の忠勤に より加禄3万9千石	228000 幕府吉保の提案を告ぐ諸大名の 目録の写書と廃止 村昌院死去 側室染子死去 網吉のお成り 2.9.12月 家宣 吉保邸にお成り 2.12月 網吉お成り 2.9月 富士山噴火
天和3 (1683)	26	300石加増	1030石		13 (1706)	49	都留郡一円を預けらるる	網吉お成り 58回 (10月) 生類小辨の令解となる (1702年)
天和5 (1685)	28	200石加増			16 (1709)	52	網吉死去 64才 家宣将軍宣下 吉保隠居 吉里家督相続 (6月) (保山に継承)	夫人と共に吉里の病 (6月) 幕府新井白石の起業に武家諸法を 正徳と吉里園に死す 59才
貞享2 (1685)	28	小納戸役上席へ従五位下と御侍 に任じられる		生類小辨の令下される	正徳3 (1713)	58	吉保死去 (57才)	正徳と吉里園に死す 59才
13 (1686)	29	1000石加増	2030	中興休息の間の新造を任じらる	享保8 (1723)	57	甲斐の岡村大相郡山へ参封	
14 (1687)	30	乗輿を許可される		吉里(長男) 生る 母染子(側室)				
元禄元 (1688)	31	1万石加増 側用人に登録	12030	大名に列する				
				網吉側用人 狭野成貞邸にお成り (将軍の家宣の先例に以後狭野邸 へのお成り 32回)				
元禄3 (1690)	33	2万石加増 従四位下に叙せ らる	32030	水戸光圀隠居				
元禄4 (1691)	34	網吉初めて吉保邸へ (3/22)		20年人生に 5.9.10.12月お成り	享保2 (1705)	48	甲府城と取り改めて甲斐3郡 を賜り実禄 22万8千石 靈元天皇より神録に護法 帝衣録との名を賜る	
15 (1692)	35	3万石加増	62030	網吉のお成り 2.4.9.10月 関東に大地震	13 (1706)	49		
16 (1693)	36	加増 吉里初置城		網吉のお成り 2.4.9.12月	14 (1707)	50		
17 (1694)	37	1万石加増 川越城主 (初置 城崎大名となる)	72030	側室町子 経隆(3男) 生る 領内三箇地をの開拓事業に着手	15 (1708)	51		
18 (1695)	38	将軍に任じられ 席次は老中格 駒込の御前田邸に拝領 (後の 芥義園)		貨幣改鑄始まる 奉行本部正式 実行 萩原 魯春 網吉 2.5.9.12月お成り	16 (1709)	52		
19 (1696)	39	神社仏閣の社伝・寺部の考証 と修繕一切を命じらる。細井知 真に当らる		側室町子 時隆(4男) 生る 教康尊号を定奉行となる	7 (1710)	53		
20 (1697)	40	四十四回に網吉の瑞雲の杖に 賜る 細井兄弟の造言により 皇陵の 修繕始まる 2万石加増の内命	92030 (1766)	教生 狙束 柳沢家へ任じらる 村昌院お成り	正徳3 (1713)	58		
				網吉のお成り 2.3.9.11.12月	4 (1714)	57		

神田の明神の祭祀行はる。昨日、雨天故、のびて今日なり、十七日、
紅葉山の御内宮に御詣なり、供奉せず、十八日、

今日、天氣好、吉保が孝に御成なり、御殿のかざりは、中御殿の床に、慈童の幟子三幅對、下に青磁の獅子の大なる香爐を、時繪の大卓にのす、御棚下は、文夾・硯・御刀掛・御燈あり、奥御殿の床には、壽老人を繪かける三幅對、下に立花二瓶、棚には牡丹を柄にしたる銀の香爐、下に文臺・硯・紙を置く、御刀掛・御樽・小屏風・火鉢を置く、御小座蒲には、床に、福祿壽のかげ物、下に銀の鶴の香爐を、桑の卓にのす、御刀掛・御見室・小屏風を立て、火鉢を置き、火爐を置く、

僧衆には、護持院前大僧正隆光、堯王院僧正最純・護國寺僧正快意・根生院法印榮章・多福寺長老壽水・前龍興寺長老全底・月桂寺長老項秀・智玉庵比丘慶範・東園寺法印運響・愛染院法印英任・首座通信、社家には、日吉大膳亮業属なり、但し定重・利重は、當番故、還御以後に參らる、

今朝、日光の注進有によりて、五つ時過、登城して、御用を調へ、今日私亭に成らせらるべきかたしけなさを申上て退出す、四つ半前に、御駕籠・御道具の注進有て、老中、大久保加賀守忠朝・阿部豊後守正武・戸田山城守忠昌・土屋相模守政直、并に吉保、一族・家臣、會稱權大夫・萩沢源太右衛門久平・平野源左エ門高・飯田五郎右衛門守・秋田三右衛門房・平岡宇右衛門・豊原權左衛門・瀧口平太左衛門武を率ひて、御成門の外に出入り奉る、御駕籠近づ

吉保よりは、繪かける繪重壹組・縮緬の帯二百筋・茶字幅百端・妻よりは、作り物重壹組・ちらし染の縮緬二十端・縮緬染帯三十すじ、母よりは、繪重一組・紋染のちりめん三十端、妻の母よりは、繪重一組・安陣よりは、作り物重一組・うら付の上下五十具・小刀の柄五十、安通よりは、中形染の紗綾甘巻、信豊よりは、染紋の羽二重二十端、安陣が実母よりは、縞子の縮緬二十筋、直重が妻よりは、更紗染の羽二重二十端、輝貞か妻よりは、縮緬の紋所物甘巻、いねよりは、紋染の羽二重甘巻、輝貞・直重よりは、繪重一組となり、

今日、御殿の勝手に伺候の輩は、松平越中守定重・松平飛騨守利重・米倉入道一閑・折井入道正利・折井市左衛門正辰・山高八左衛門信賢・柳沢八郎右衛門信尹、警官には、峯岸春庵瑞登・澁江松野長葎・小森西倫・三嶋惣檢校和一、

きて、何れも拜謁す、仰を蒙りて、吉保、御先を導き奉り、例のごとく御成立願より、御小座敷に入らせらる、吉保、のしを捧ぐ、召上られ、吉保にも下さる、それをより奥御殿に渡御にて、女輩、拜謁し、妻、のしを捧ぐ、召上られ、皆々に下さる、三男柳沢左門信豊、太刀目録にて初て御目見申上、馬代は、金壹枚なり、拜領物有、表よりは、吉保に、鮮干の鯛壹箱、妻に、繪重一組、御内々よりは、吉保に、郡内嶋五十疋・裡地の羽二重五十疋、母に、色羽二重三十疋、妻に、紅白の羽二重三十疋、安陣が実母に、同じ品甘疋、安陣に、時服七・能道具七品、長絹壹・唐織壹・白大口壹・箔壹・半切壹・太刀二振、金の左折烏帽子壹なり、安通に、色紗綾甘巻、信豊・いね・直重が妻・輝貞か妻に、紅白の羽二重廿疋つ、輝貞に、繪重壹組直重に、茶字・茶丸九十、妻の母に、色羽二重拾

五所への上上物拜領物同例、御成門へ、繪重一組、上へ、鮮鯛進上、御成門の外に出入り奉る、御駕籠近づ

正なり、それより奥御殿に御着座にて、大學の誠意の章の内にて、首の一節を御講釈遊ばす、老中四人、若老中には、秋元但馬守番朝・加藤佐渡守明英・米倉丹後守昌尹、御側衆・僧衆、社家・官醫・吉保一族・家臣、拜謁す、畢て、

吉保は、論語の述而の篇にて、子以四教と云る章を講ず、家臣二十三人仰を蒙りて、司馬溫公の疑ふの論議をす、問者八、大原丈右衛門・賈古藤藏・産田平助・高瀬九右衛門・都筑亦十郎・松本佐左衛門・堀平次郎・西竹右衛門・小田清助・濱川与三兵衛・村上權平好・弁者は、河目治左エ門・山東久左衛門・都筑又七郎・荻生惣右衛門・沢田五左エ門・池田才次郎・小俣三郎右衛門・岡田新平次・中村耕雲・村田平藏・細井次郎大夫知、論語結語は、志村三左衛門領なり、夫より御小座敷に渡御にて、御膳を召上らる、

并に安陣が実母に、物總糸十斤づ、安陣に、鬘帶と、腰帯掛る屏風壹双、直重が妻・輝貞が妻に、物總糸五斤づ、安通・信豊・いねに、人形壹つづとなり、御機嫌よく西の下烈に還御なり、吉保、例のごとく登城して、今日のありかたさを述へ、還御なりての御機嫌をも伺ひ奉り、のしを載て退出す、

今日、家臣の拜領ものは、平岡宇右衛門・茶字五巻、井野口左源太正・奥野友之助・清水市十郎、茶字三巻づ、議論したる者ども廿三人は、時服二つ宛、其内に、前方より拜謁にも登城するもの十一人は、願によりて、茶字三巻づ、添て拜りやうす、御五所様へ、進上物・拜受物、毎度同例ゆへ記さす、十九日、信豊、昨日はじめて、御目見するによりて、今

三十九丸なり、御吸物の時、吉保、御相伴を申し、御盃・御茶の下を頂戴す、次に御能、白髪御なり、家臣、平岡宇右衛門因は脇、井野口左源太正・奥野友之助等は、つれを勤め、清水市十郎は、小鼓をうつ、次に、烏帽子折、安陣、初て御前にて舞ふ、次に弓八幡、御なり、萬歳樂を唱へて、再び奥御殿に渡御、林大學頭信豊、仰を蒙りて、孟子浩然之氣の章の内、至大至剛といふ一節を講じ、家臣十三人、問難す、細井次郎大夫知、志村三左衛門領・村田平藏・堀平次郎・岡田新平次・山東久左衛門・高瀬九右衛門・都筑又七郎・池田才次郎・荻生惣右衛門・小俣三郎右衛門・中村耕雲・沢田五左エ門、并に輝貞か家臣、矢野利平、畢て、女輩、又拜謁し、御懸の上意有て、再び

日、和州有俊の刀一腰をはいりやうせしめ給ふよしにて、吉保頂戴す、昨日、拜りやうなされたまふべけれども、思召事有てなり、件の刀長三尺三寸九分、磨上、無銘にて、代金拾枚の折紙有、昨日の祝とて、老中四人、松平右京大夫輝貞、若老中三人に、鮮鯛一折づ、を贈る、一五の丸様へ、大和柿一籠、露姫君様へ、葡萄一籠を進上す、一五の丸様へ、妻より葡萄壹籠を進上す、廿一日、退出より直に露姫君様の御館に參る、御手自、芥子人形を香合に入れて拜受す、一露姫君様へ、鮮鯛を進上す、廿二日、安陣、登城して、御休息の間に、御目見申上

物拜領物

樂只堂年錄 第四十四卷 元祿九丙子十二月

此巻は、元祿九年丙子の十二月の事を記す、

十二月大

朔日、癸未

一年わすれの祝として、安睡より、吉保并に皆くを振舞事、上間に達し、檜重一組を下されて、安睡拜領す、

二日、

御講釋日にて、明夷の卦の初九より、九三迄遊ばす、家臣、細井次郎大夫、志村三左工門、井野口源右衛門正、奥野庄大夫、岡田新平、堀平次郎、西竹右衛門、松本佐左衛門、

高瀬九右衛門、池田才次郎、村田平藏、小保三郎右衛門、登城して拜領し、べんがら登、さんとめ、かいき二つ宛を拜りやうす、

三日、

家臣の、昨日登城せざりしもの六人、昨日の品を拜領す、都筑又七郎、山東久左衛門、放生惣右衛門、加古藤藏、大原又右衛門、濱川与三兵衛、

六日、

五の丸様より、年わすれの振舞事を厭せらる、によりて、檜重一組を拜領す、五の丸様へ、進上物・拜受物有、品しれす、

八日、

紅葉山の三御佛殿へ御参詣なり、供奉せず、御煤納めにて、拜りやう物、吉保に、時服二、檜重一組、安睡にも同じ、

御殿の勝手に伺候する輩は、松平肥後守正信、酒井河内守忠、松平伊豆守信隆、米倉入道一、米倉丹後守昌尹、同六郎右衛門昌明、神尾備前守元清等、僧衆には、護持院前大僧正隆光、金地院普濟禪師崇寛、護國寺僧正快意、多福寺長老惠水、前龍興寺長老全底、根生院法印榮尊、蓮馨寺上人辨慧、大護院法印孝治、長老崇安等也、

十一日、

朝つとめて、吉保、登城して、今日、私亭に成らせらるべき事のかたじけなさを述べて退出す、四つ半前に、御駕籠・御道具の注進有て、老中、大久保加賀守忠朝、阿部豊後守正武、戸田山城守忠昌、土屋相模守政直、吉保、一族・家臣を率ひて、御成門の外に出迎へ奉る、御駕籠近づきて、いづれも拜請し、仰を蒙りて、吉保、御先を導き奉り、御成玄關より御小座敷に入らせらる、吉保、のしを捧ぐ、召上られて、吉保に

八重姫生御堂に進上物拜受公辨法親王、走の御能、御能演目、鶴姫より拜受物、

四日、

今日、御講釋日にて、歸妹の卦の九四より、上六まで遊ばす、家臣、山東久左衛門、放生惣右衛門、小田清助、村井源五郎、登城して拜領す、

六日、

今日、御講釋日にて、歸妹の卦の九四より、上六まで遊ばす、家臣、山東久左衛門、放生惣右衛門、小田清助、村井源五郎、登城して拜領す、

八日、

八重姫君様より、生見玉の御能を遊せらるるによりて、吉保に、檜重一組、安睡に、作り物一節を下されて、はいりやうす、

川大藏法印榮盛、矢田部長門守好古以下なり、吉保・安睡、出迎へ、小書院へ御通り、上段に御着座にて、吉保并に母・妻・安睡、同実母、安睡、信豊に、おの／＼下され物有、進上物は、吉保より、染帷子百端、くけ帯百筋、昆布煮箱、母より、墨五十挺、菓子重一組、妻より、紋紗二十端、桐の書棚壺、菓子重一組、安睡より、びいどろの茶碗・徳利のたぐひ品々、朱塗の講机十、同実母より、琵琶の香合三つ、銀の香敷五つ、安睡・信豊并に石京大夫輝貞・采女定直・豊前守直重より、菓子重一組、吉保が妻の母もおなじ、家臣等迄拜請し、畢て上使、水野越前守重昌参らる、御進物として、檜重一組を捧げて、上意を述べ、親王御答奉りて、吉保、拜領物、檜重一組、ぬり小重二組、人參糖一曲物・茶二葉・きぬちりし三十端を傳へて、親王へ御馳走申べきよし、仰事を述べ、越前守歸

十一日、

同日、御講釋日にて、歸妹の卦の九四より、上六まで遊ばす、家臣、山東久左衛門、放生惣右衛門、小田清助、村井源五郎、登城して拜領す、

六日、

今日、御講釋日にて、歸妹の卦の九四より、上六まで遊ばす、家臣、山東久左衛門、放生惣右衛門、小田清助、村井源五郎、登城して拜領す、

八日、

八重姫君様の御覽のために、御能有によりて、檜重一組を拜領す、

同日、御講釋日にて、歸妹の卦の九四より、上六まで遊ばす、家臣、山東久左衛門、放生惣右衛門、小田清助、村井源五郎、登城して拜領す、

六日、

今日、御講釋日にて、歸妹の卦の九四より、上六まで遊ばす、家臣、山東久左衛門、放生惣右衛門、小田清助、村井源五郎、登城して拜領す、

八日、

八重姫君様の御覽の御悦によりて、御石の拾二つを拜受す、又、塗重一組・巾着二十を拜受す、

昨日不登城の家臣拜領物、吉里年忘れの振舞主權禮重、瑞春院年忘れの振舞主權禮重、易経講釋家臣登城拜領拜領、紅葉山三佛殿参詣供養遠慮、採納めの拜領物、勝手伺候の燈僧衆、紅葉山内宮社参供奉遠慮、

一、今日、天氣好、吉保が亭に御成なり、御殿のかさり物詳ならず、献上物、吉保より、檜重一組、縮綿の羽織二十、中形染の縮綿百端、妻より、宝松を繪かける菓子重一組、更紗染の縮綿二十端、繪子の縮綿三十筋、母より、檜重一組、頭巾百、妻の母より、檜重一組、安睡より、寝ぐを繪かける菓子重一組、茶字の帯百すじ、印籠二十、柄糸甘組、下緒甘組、同実母より、ちらし染の縮綿二十端、安睡より、紋の縮綿廿端、信豊より、紗綾の紋所物二十端、直重が妻より、けんたい鶴甘足、輝貞が妻より、嶋綿綿甘織、いねより、純子の帯甘筋、輝貞、直重、同母より、檜重一組宛なり、いづれも、奥御殿の廊下にならへ置く、

樂只堂年錄 第二 元祿九年十一月

樂只堂年錄 第二 元祿九年十一月

樂只堂年錄 第二 元祿九年十一月

つかさどられたまふゆへとぞ聞えし、かくて、八月二日にぞ、中堂
つくりはてける、さる世の大事なりけるを、逸早くたはおはりて、
いみじうみがしれ出たり、御所にも、うれしうおほす事いふにやは
よぶ、やがて、正宗といふがうちたる御はかしなど給はらせ給
ありつる人々、ほどにつけて、皆よろこびしつゝさはく、
上棟は、十一日の卯の刻なり、そのぎしき、よのつねならず、君
は外陣のひんがしにつき給へり、すこししぞきて、但馬守喬朝朝臣
秋元おはす、これは、また、さしつぎて奉行し給へり、にしのかた
には、さつまの中將、大和守正みち井上など、る給ふ、その外のつ
今、の君となりては、これは又、さまことに、おもくしう、世の
中まつりごちおほすほどに、いよくこなたかなたに、なびきつか
ふまつるさま、ことほりなり、世おさまりて、年月久しくなりけれ
ば、天が下あまねくのどかになりぬるに、ことには今のかしこきさ
かりにあひて、ほどにつけて、さるべき事申おこして、ねがひ出る
者、やうくおほかり、まつ、こなたへたのみ奉りて、われもく
といひいづめり、

○此たび 今度。
○逸早く 早速の心也。
正宗 元禄十一年八月
二日、拜領。「長二尺
三寸三分。無銘。代、
黄金五十枚の折紙あ
り二同前。
上棟 元禄十一年八月
十一日「今日卯の刻、
東叡山中堂の上棟有」
く「司前」。

○まつりごち 政の字。
おこす 復興する。
○みさびき 天子の御薨
也。
○「二六頁」
○はなちかふ 馬をはな
ちかふ也。
○あげまき 総角と書。
わらしべの事也。
つかまつる 奉仕す
る。

○おほやけに 將軍に対
しても。
○いつくしう 殿。
をきてさせ 命令を下
し。
みやこの所司 京都所
司代。
伝奏 武家伝奏。武家
の動向を天皇・上皇に
伝える宮廷の役人。
承ひぶん 御聞。天
皇・上皇の耳に入れる
こと。
かんじ 賞める。
さるはいとかしこく
お賞めを蒙るにつけて
大層畏れ多いことと勵
みにして。
いにしへの御代まで
古代の天皇にまで及ん
で。
まめやかに 心細かく

れ、みちかはりなどして、その所とたしかにしろ人だになく、むか
しありけん垣なども、あやしき草がくれとなりて、はなちかふあげ
まきの、あとあさましう、玉もてかされる所も、露のひかりにかは
りて、そこはかとなく、あれゆき、あるは、そのかたばかり残りた
るも、いやしきしづのおなど「は」、つかまつる事だにしろで、す
たれゆくを聞しめしつけて、「いと、あるまじうかなしき事、いか
で申をこなはばや」とおほして、おほやけに、申奉らせ給ひて、
もとより、たえたるをばたづね、又、そのあととたしかにのこれる
も、いつくしう修理して、心ことに、人うやまひ奉るべきさまにな
すべく、さるべき国々のつかさになん、をきてさせたまふ、
かくおほせ事ありと聞て、やがて、こゝかしこより、とかく考へ、
申出たり、猶これかれたしかに、たゞさせ給ふてぞ、をきてさせた
まひける、みやこの所司などへも、仰つかはしたれば、伝奏の人々
して、やがて多ひぶんにもよびけり、ことにかんじ下さるゝむね
をぞつたへ給へる。さるは、いとかしこく、いたらぬくまなき御心
にて、いにしへの御代まで、まめやかにつかまつらせ給ふほどを、

に任せらるゝのよし御
事有「兼只堂年録」。

今、の君 吉保の代。

○おほやけに 將軍に対
しても。
○いつくしう 殿。
をきてさせ 命令を下
し。
みやこの所司 京都所
司代。
伝奏 武家伝奏。武家
の動向を天皇・上皇に
伝える宮廷の役人。
承ひぶん 御聞。天
皇・上皇の耳に入れる
こと。
かんじ 賞める。
さるはいとかしこく
お賞めを蒙るにつけて
大層畏れ多いことと勵
みにして。
いにしへの御代まで
古代の天皇にまで及ん
で。
まめやかに 心細かく

か、みちかはりなどして、その所とたしかにしろ人だになく、むか
しありけん垣なども、あやしき草がくれとなりて、はなちかふあげ
まきの、あとあさましう、玉もてかされる所も、露のひかりにかは
りて、そこはかとなく、あれゆき、あるは、そのかたばかり残りた
るも、いやしきしづのおなど「は」、つかまつる事だにしろで、す
たれゆくを聞しめしつけて、「いと、あるまじうかなしき事、いか
で申をこなはばや」とおほして、おほやけに、申奉らせ給ひて、
もとより、たえたるをばたづね、又、そのあととたしかにのこれる
も、いつくしう修理して、心ことに、人うやまひ奉るべきさまにな
すべく、さるべき国々のつかさになん、をきてさせたまふ、
かくおほせ事ありと聞て、やがて、こゝかしこより、とかく考へ、
申出たり、猶これかれたしかに、たゞさせ給ふてぞ、をきてさせた
まひける、みやこの所司などへも、仰つかはしたれば、伝奏の人々
して、やがて多ひぶんにもよびけり、ことにかんじ下さるゝむね
をぞつたへ給へる。さるは、いとかしこく、いたらぬくまなき御心
にて、いにしへの御代まで、まめやかにつかまつらせ給ふほどを、

に任せらるゝのよし御
事有「兼只堂年録」。

「又の年の春、三の丸、一位にならせ給ひぬ、いと、さばかりやん
ごとなき御うへなれば、さこそと、人もおもひ聞えさすれど、今更
にたぐひなき御事にぞ侍るめる、こゝかしこの御ことぶきなど、さ
るは、おほやけさまにて、いと心ことなる事、さまぐなり、さき
に御位の事、内へそうし奉らせたまはんの御心ばへを、こなたにう
けたまはりて、三の丸へ申奉らせたまひけるに、ことなくすませ
給へるほどに、ろくなど、とりわきて給はらせ給ふ、まして御あづ
かり事しげくとりおこなはせたまふころにて、御いとまなし、三の
見の儀式の折に、従一
位の位記が伝達された
内 内裏、宮廷。
心ばへ 將軍綱吉の意
向。
こなた 柳沢吉保。
ろく 吉保に対する褒
美。同じ三月九日に二
万石加増、合計十一万
二千三十石受封。
あづかり事 政務分掌

丸へ慶賀の歌 奉らせ給
春日山神もうれしと守るらんきみしも君をあふぐまことは、
御心ばへありてよませ給ひけるにやあらん、さて御返しは、
世におほふたぐひも二なき位山のほるも君がめぐみならでは、
いとさまぐに、かしこき事おほかり。
春ふかくなるまゝに、おまへの梅などさかりにて、えんなる夕つ
かた、おまへより、「人まちがほの」などかゝせ給て、ものしたま
へるに、よみてまいらす。
たれをまつ心のはなの色ならん立枝ゆかしき軒の梅がえ、
御返し、
こゝろあらばきてもとへかしまちくゝてわれも立枝の梅の木陰
を、

春日山 桂昌院は、藤
原氏二条光平の家司本
庄氏の養女なので、藤
原氏の氏神である春日
神社を詠む。
えんなる しっかりと
美しい。「雪うち降り
てえんなるたそかれ時
に」源氏物語・權。
人まちがほの 拾遺集
「人知れぬ人待ち顔に
みゆめるは誰がたのめ
たる今宵なるらむ」に
よるか。
ことぐさ ちよつとし
た歌ことば。
口とき 即答できるこ
と。
をこがましう おろか
なる義。

か、みちかはりなどして、その所とたしかにしろ人だになく、むか
しありけん垣なども、あやしき草がくれとなりて、はなちかふあげ
まきの、あとあさましう、玉もてかされる所も、露のひかりにかは
りて、そこはかとなく、あれゆき、あるは、そのかたばかり残りた
るも、いやしきしづのおなど「は」、つかまつる事だにしろで、す
たれゆくを聞しめしつけて、「いと、あるまじうかなしき事、いか
で申をこなはばや」とおほして、おほやけに、申奉らせ給ひて、
もとより、たえたるをばたづね、又、そのあととたしかにのこれる
も、いつくしう修理して、心ことに、人うやまひ奉るべきさまにな
すべく、さるべき国々のつかさになん、をきてさせたまふ、
かくおほせ事ありと聞て、やがて、こゝかしこより、とかく考へ、
申出たり、猶これかれたしかに、たゞさせ給ふてぞ、をきてさせた
まひける、みやこの所司などへも、仰つかはしたれば、伝奏の人々
して、やがて多ひぶんにもよびけり、ことにかんじ下さるゝむね
をぞつたへ給へる。さるは、いとかしこく、いたらぬくまなき御心
にて、いにしへの御代まで、まめやかにつかまつらせ給ふほどを、

に任せらるゝのよし御
事有「兼只堂年録」。

今、の君 吉保の代。

○おほやけに 將軍に対
しても。
○いつくしう 殿。
をきてさせ 命令を下
し。
みやこの所司 京都所
司代。
伝奏 武家伝奏。武家
の動向を天皇・上皇に
伝える宮廷の役人。
承ひぶん 御聞。天
皇・上皇の耳に入れる
こと。
かんじ 賞める。
さるはいとかしこく
お賞めを蒙るにつけて
大層畏れ多いことと勵
みにして。
いにしへの御代まで
古代の天皇にまで及ん
で。
まめやかに 心細かく

か、みちかはりなどして、その所とたしかにしろ人だになく、むか
しありけん垣なども、あやしき草がくれとなりて、はなちかふあげ
まきの、あとあさましう、玉もてかされる所も、露のひかりにかは
りて、そこはかとなく、あれゆき、あるは、そのかたばかり残りた
るも、いやしきしづのおなど「は」、つかまつる事だにしろで、す
たれゆくを聞しめしつけて、「いと、あるまじうかなしき事、いか
で申をこなはばや」とおほして、おほやけに、申奉らせ給ひて、
もとより、たえたるをばたづね、又、そのあととたしかにのこれる
も、いつくしう修理して、心ことに、人うやまひ奉るべきさまにな
すべく、さるべき国々のつかさになん、をきてさせたまふ、
かくおほせ事ありと聞て、やがて、こゝかしこより、とかく考へ、
申出たり、猶これかれたしかに、たゞさせ給ふてぞ、をきてさせた
まひける、みやこの所司などへも、仰つかはしたれば、伝奏の人々
して、やがて多ひぶんにもよびけり、ことにかんじ下さるゝむね
をぞつたへ給へる。さるは、いとかしこく、いたらぬくまなき御心
にて、いにしへの御代まで、まめやかにつかまつらせ給ふほどを、

NO.5

御所には、ことほいで、御やすみどころにおはしまして、こなた、ちかくめさす。御けしき御ころよげにおはしまして、やがてのたまはするやう。

「としごろ何くれと、これらの事おほかれど、まめやかに心にいれて物せしほどに、ひとへにうしろやすく、まかせきこえたるにこそあれ、うれしうかひあるさまは、なにかは、今はじめていふもおろかになむ。いでや、又此たびは、此つぎの君さだめの事につけて、日頃ひとへにうちとの事、たゞひとりのみ、まかせつるを、大小の事、のこることなく、おもふさまになりたるなむ、又なきよろこびなり。中へには、いひ出むも、ことのはたるまじくぞ有べきいかなは、身のうへのごと、いひたてんは、おこがまし「かん」なれど、かけまくもかしこき日のもと、國、すべてまつりごとすべき身にて、今かゝる事さだめたるは、まことに、此上に、又もありがたき大事となんおもふなり、さるを、初より、うちくのさだめよりして、よろづあかぬ事なくあつかひ、かう、けしうやすく事なりけるなん、かへすく、心のほどは、百がひとつもいひつくさずなん、

今これらをもて、かひの國をあたふる也、かれは、中納言の君の、

廿一日 綱吉、綱豊に對して、諸大名、三千石以上の旗本などが慶賀に参候し、太刀馬代を献上した。

こなた 柳沢吉保。きしき 規式。今回の祝賀の献上品については、十二月十五日に身分・石高に応じて呈上する品物が申し渡された。

ぎしき 儀式。御やすみどころ 江戸城中奥の御休息の間。ちかくめさす 近くに呼び寄せた。まめやかに 真実に。つぎの君 綱吉の継嗣。うちとの事 内外の事。たるまじく 不足である。

いまで領じたる所にして、常麻のものには、あたふべきにあらざんなるを、そこには、とをつおやより、さきくの世すみける國なり、ことには、とりわきたる功勞なん、世のつねのさまにては、むくふまじければ、おもふ心ありて、ものするに「こそあれ」とて、ちいさきかみに書たるもの、御袖よりとうでさせ給て、たまはる。いとあまかりかしこきに、うつともおぼしきためず、やをらとりて、いたゞかせ給ふに、すべて、かしこしなどはよのつねなり、何やかやと、かしこまり、いとおほく、申つけ給ふ。

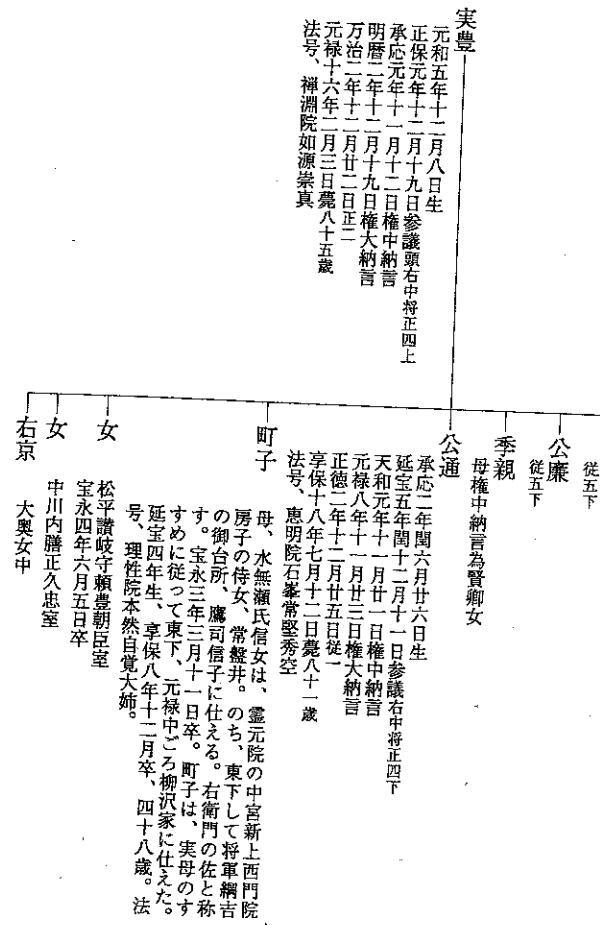
これは、さきに中納言君のありつる御れうの地、かきつけて奉るべきよし、仰ごにて、伯耆守正永朝臣本多うけ給りて、かうがへて奉れるを、かひ、するがのうち二くだりを、たちきらせ給ふて、たまへるなりけり

ろ。すべてまつりごとすべき身、政務の全体を総理すべき人間。かゝる事 後継者のこと。

かひの國 甲斐の國。中納言の君 綱豊卿。

そこ 柳沢吉保を指す。とをつおや 遠い祖先。とりわきたる 格別の。むくふまじ 褒美に値しないであろう。やをら そとと。仰ご 將軍の命令。

〔正親町家系図〕



No. 6